

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 不服申立て

Q : 私は青色申告をしていますが、昨年分の所得税の確定申告について更正の請求をしたところ認められませんでした。納得ができないので不服申立てをしようと思うのですが、どのような手続きをとればいいのですか？

A : 処分に係る通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に、税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

【解説】

税務署長は、更正の請求の全部又は一部を認める場合には減額の更正をしますが、請求を認めない場合には、「更正をすべき理由がない」旨の通知をします。

この処分に対して不服がある場合には、その処分をした税務署長に対して異議申立てをすることができます。異議申立てに対する決定を経た後の処分についてなお不服がある場合には、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

ただし、税務署長がした処分のうち、青色申告書に係る更正に不服があるときは、税務署長に対する異議申立てをしないで、直接、国税不服審判所長に対する審査請求をすることができます。

ご質問によると、あなたは青色申告をしているとのことですので、「更正すべき理由がない」旨の通知を受けている場合であっても、「青色申告書に係る更正」と同様に取扱われ、異議申立て又は審査請求を行うことができます。

